

各務美穂議員に対する議員辞職勧告決議

冒頭、本件がこのような事態に至ったことについて、恵那市議会として誠に遺憾に存ずる。市議会に対する市民の信頼回復と本件の早期終結を図るため、本決議案を提出するものである。

各務美穂議員については、恵那市議会政治倫理要綱違反の疑いにより、令和7年9月11日付で政治倫理委員会に付託された。委員会は速やかに設置され、計4回にわたる審査を経て、同年10月6日に審査結果が取りまとめられた。

その結果、岩村学童クラブ父母会会長職を務めた事実については厳重注意とされ、「かかみ みほ通信」における虚偽記載等については、速やかに誤解を与えた部分を明確にした訂正資料を作成し、従前と同様の範囲に配布すること、ならびに今後同様の事態を防止するため議員ハンドブックの精読が求められた。また、附帯意見においては、疑問点に対する本人の説明が不十分であり、疑念が解消されないままであったことが指摘された。

その後、同年10月21日に開催された議員総会において審査結果が報告され、各務議員に対する質疑が行われたが、質問に対する明確な答弁はなされず、過去の発言との齟齬も見受けられた。また、自らの見解を十分に示すことができない状況が続き、会議はやむなく打ち切られた。

さらに、令和8年3月24日に開催された議員総会においても同様に真意を確認する質疑が行われたが、状況に進展は見られず、質問事項を整理のうえ文書による回答を求めることとして会議は終了した。

同年5月18日に開催された議員総会においては、提出された回答書について説明がなされたものの、質疑に対する誠実な対応は見られず、疑念を解消するには至らなかった。また、過去の説明と異なる記述も確認され、当該回答書の信頼性にも疑義が生じたため、これ以上の審議継続は困難と判断され、会議は打ち切られた。

以上の経過により、各務美穂議員には、自らの行為に対する反省及び市議会議員として最も重要な責務である説明責任を果たそうとする姿勢が著しく欠如していると言わざるを得ない。また、本件は長期間にわたり解決に至らず、事

態収束に向けた積極的な姿勢も十分に認められない。

このような状況のもとで議員活動を継続することは、同様の事態の再発を招くおそれがあるのみならず、恵那市議会に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、断じて看過できない。

よって、本市議会は、各務美穂議員に対し、速やかにその職を辞することを強く勧告する。

以上、決議する。

令和8年6月26日

恵那市議会